第十九条の八第一項中「又は環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉」を「、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉又は欧州連合協定適用牛肉」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第十四条第二項の規定は、別表第一の四の項から二十三の項まで、三十六の項、三十八の項、三十九の項及び四十三の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品に係る法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を算出する場合における同条第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する修正対象物品の輸入数量について準用する。この場合において、同表の四の項から二十三の項までの下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、第十四条第二項中「とする。」とあるのは、「と環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（環太平洋包括的及び先進的協定が当該締約国について効力を生ずる日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と読み替えるものとし、同表の三十八の項及び三十九の項の下欄に掲げる物品に係る輸入基準数量を算出する場合における修正対象物品の輸入数量について準用するときは、同条第二項中「とする。」とあるのは、「と欧州連合を原産地とするものに係る当該各年の輸入数量（欧州連合協定の効力発生の日前の期間に係るものに限る。）との合計数量とする。」と読み替えるものとする。

第十九条の九中「二十六の項」の下に「又は四十二の項」を加え、「同項」を「当該各項」に改める。

第十九条の十第一項中「とする」を「又は欧州連合協定適用牛肉とする」に改め、同条第三項の表以外の部分中「かかわらず」の下に「、環太平洋包括的及び先進的協定適用牛肉については」を加え、「において」を削り、同条に次の一項を加える。

4　前項の規定は、欧州連合協定適用牛肉について準用する。この場合において、同項中「環太平洋包括的及び先進的協定発効年度」とあるのは、「欧州連合協定発効年度」と読み替えるものとする。

第十九条の十一中「環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた」を「次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一　環太平洋包括的及び先進的協定　環太平洋包括的及び先進的協定の付録に定められた税率

二　欧州連合協定　欧州連合協定に定められた税率

第三十一条の二を次のように改める。

（加工又は修繕の指定）

第三十一条の二　法第八条の七に規定する政令で定める加工又は修繕は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める加工又は修繕とする。

一　環太平洋包括的及び先進的協定　環太平洋包括的及び先進的協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第B節（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・六条3(a)又は(b)（修理及び変更の後に再輸入される産品）に規定する作業又は工程

二　欧州連合協定　欧州連合協定第二章（物品の貿易）第B節（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・九条4(a)から(c)まで（修理及び変更の後に再輸入される産品）に規定する作業又は工程

第三十二条第二項第三号中「の調製粉乳」の下に「又は調製液状乳」を加える。

別表第一の二十四の項中「次項」を「以下この表」に改め、同表の三十の項から三十二の項までの規定中「財務省令」を「少なくとも一の外面の単板が財務省令」に改め、同表の三十六の項中「豚肉（」を「豚肉のうち」に改め、「に限る。）」を削り、同表に次のように加える。

三十七	欧州連合協定	関税率表第〇二・〇一項、第〇二・〇二項、第〇二〇六・一〇号の一及び第〇二〇六・二九号の一に掲げる物品
三十八	欧州連合協定	豚肉
三十九	欧州連合協定	豚肉調製品
四十	欧州連合協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％未満のもの
四十一	欧州連合協定	その他のホエイのうち乳たんぱく質の含有量が乾燥状態において全重量の二十五％以上四十五％未満のもの
四十二	欧州連合協定	関税率表第〇八〇五・一〇号の二に掲げる物品のうち毎年十二月一日から翌年三月三十一日までに輸入申告がされるもの
四十三	欧州連合協定	課税価格が基準価格未満の豚肉のうち欧州連合協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるもの

（国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部改正）

第三条　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節5(a)に掲げるサービス」を加える。

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第四条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七条の七第一項」を「第七条の三第一項ただし書」に改め、同条第三項中「。別表第一の九の項（二九）において同じ」を削り、同条第十項中「物品並びに」を「物品、」に改め、「（二六）」の下に「に掲げる物品並びに同表の十の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（二）、（七）及び（一三）」を加え、同条第十一項中「物品」の下に「及び同表の十の項の中欄に掲げる経済連携協定の効力発生の日の属する年度の初日から起算して十七年を経過した日以後に当該経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（五）に掲げる物品」を加える。

別表第一の九の項（六）中「（七）において」を「以下」に改め、同項（七）中「のものをいう」の下に「。次項（四）において同じ」を加え、同項（九）中「超えるものに限る」の下に「。次項（五）において同じ」を加え、同項（一二）中「（一三）において」を「以下」に改め、同項（一四）中「（一五）において」を「以下」に改め、同項（一六）中「（一七）において」を「以下」に改め、同項（二九）中「のうち、環太平洋包括的及び先進的協定の我が国以外の締約国からの産品とされるもの」を削り、同表に次のように加える。

十	経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定	（一）　関税率表第〇四〇二・一〇号から第〇四〇二・二九号までに掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・一一号及び第〇四〇二・二九号の項で定める数量以内のもの、同表第〇四〇二・一一号の項で定める数量以内のもの並びに飼料用のもの及び二に掲げる物品を除く。）、関税率表第〇四〇三・九〇号の一に掲げる物品（バターミルクパウダーその他の固形状の物品に限る。）並びに関税率表第〇四〇五項に掲げる物品（同令別表第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のものに限る。）のうち、機構輸入品以外のもの （二）　関税率表第〇四〇二・二一号の一に掲げる物品のうち機構輸入品以外のもので、チョコレートの原料として使用するもの （三）　関税率表第〇四〇二・九一号の一の㈡及び二に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・九一号の項で定める数量以内のもので、常温（おおむね一度から三二度までをいう。）において液状であるもの